



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月31日火曜日 第92号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）... 237

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則及び審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則  
.....（男女参画・県民協働課）... 238

愛媛県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 239

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則.....（ " ）... 243

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 243

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則.....（ " ）... 245

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）... 246

## 告 示

愛媛県地籍調査費負担金交付規程の一部改正.....（農政課）... 250

海岸保全区域の指定の一部改正.....（漁港課）... 253

愛媛県工事執行規程の一部改正.....（土木管理課）... 266

公共測量の終了の通知（3件）.....（道路維持課）... 267

都市計画の変更に係る図書の見本の縦覧（4件）.....（都市計画課）... 267

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正.....（建築住宅課）... 268

委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更.....（ " ）... 268

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正.....（会計課）... 268

指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 269

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 269

指定一般相談支援事業者の指定.....（ " ）... 269

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）... 270

指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 270

指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 270

指定居宅サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 270

指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 271

指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 271

指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 271

介護医療院の開設の許可.....（ " ）... 272

道路の区域変更（一般国道378号）.....（南予地方局管理課）... 272

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 272

道路の供用開始（県道嵐田之浜岩松線）.....（ " ）... 272

道路の供用開始（県道西谷吉田線）.....（ " ）... 273

## 公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 273

## 教育委員会訓令

愛媛県県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令.....（高校教育課）... 273

## 人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 274

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 275

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 276

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....（ " ）... 276

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 277

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....（ " ）... 281

## 公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）... 282

規 則

○愛媛県規則第25号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p><b>様式第1号</b>（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号（その1）（法人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注 省略</p> <p>様式第1号（その1）の記載要領</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類として、<u>次に掲げる書類</u></p> <hr style="width: 50%; margin-left: 0;"/> <p>_____を添付すること。</p> <p>(1) <u>ハローワーク（公共職業安定所）が運用するハローワークシステムの次のアからウまでに掲げる出力帳票の原本</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ア 事業所台帳全記録照会（ヘッダー）</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 事業所台帳異動状況照会</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ウ 事業所別被保険者台帳照会（事業所関係照会の対象者の並び順番につき、取得（転入）日順となっているものに限る。）</u></p> <p>(2) (1)の出力帳票に係る交付申請書の写し</p> <p>(3) <u>基準事業年度の開始の日から適用対象事業年度の末日までの間に発生した離職者に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第9条第1項に規定する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し</u></p>	<p><b>様式第1号</b>（第5条関係） 障害者雇用事業税不均一課税申告書 様式第1号（その1）（法人用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>注 省略</p> <p>様式第1号（その1）の記載要領</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類として、<u>ハローワーク（公共職業安定所）が運用する雇用保険トータル・システムの次に掲げる出力帳票の原本及び当該帳票に係る交付申請書の写しを添付すること。</u></p> <p>(1) <u>適用事業所台帳ヘッダー 1</u></p> <p>(2) <u>事業所台帳ヘッダー 2 照会</u></p> <p>(3) <u>事業所別被保険者台帳照会</u></p> <p style="margin-top: 20px;">なお、これらの出力帳票は、<u>事業所関係照会区分及び編集コード等を次の表のとおり指定してハローワーク（公共職業安定所）から交付を受けたものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">（照会区分コード）</th> <th style="text-align: center;">（編集コード）</th> <th style="text-align: center;">（指定期間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <u>事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得（転入）日順」を指定すること。</u> </td> <td style="vertical-align: top;"> <u>基準事業年度（年）開始の日から適用対象事業年度（年）終了の日までとすること。</u> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     1 取得中の者                      2 喪失済の者                      3 喪失原因 3                      4 転入者                      5 転出者                      ⑥ 全被保険者                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     1 被保険者番号降順                      2 氏名の50音順                      ③ 取得（転入）日順                      4 離職（転出）                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	（照会区分コード）	（編集コード）	（指定期間）	<u>事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。</u>	<u>事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得（転入）日順」を指定すること。</u>	<u>基準事業年度（年）開始の日から適用対象事業年度（年）終了の日までとすること。</u>	1 取得中の者 2 喪失済の者 3 喪失原因 3 4 転入者 5 転出者 ⑥ 全被保険者	1 被保険者番号降順 2 氏名の50音順 ③ 取得（転入）日順 4 離職（転出）	
（照会区分コード）	（編集コード）	（指定期間）								
<u>事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。</u>	<u>事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得（転入）日順」を指定すること。</u>	<u>基準事業年度（年）開始の日から適用対象事業年度（年）終了の日までとすること。</u>								
1 取得中の者 2 喪失済の者 3 喪失原因 3 4 転入者 5 転出者 ⑥ 全被保険者	1 被保険者番号降順 2 氏名の50音順 ③ 取得（転入）日順 4 離職（転出）									

様式第1号(その2)(個人用)

省略

注 省略

様式第1号(その2)の記載要領

1~5 省略

6 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類として、次に掲げる書類

を添付すること。

- (1) ハローワーク(公共職業安定所)が運用するハローワークシステムの次のアからウまでに掲げる出力帳票の原本
  - ア 事業所台帳全記録照会(ヘッダー)
  - イ 事業所台帳異動状況照会
  - ウ 事業所別被保険者台帳照会(事業所関係照会の対象者の並び順番につき、取得(転入)日順となっているものに限る。)

(2) (1)の出力帳票に係る交付申請書の写し

(3) 基準年の開始の日から適用対象年の末日までの間に発生した離職者に係る雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第9条第1項に規定する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し

日順

5 生年月日順

様式第1号(その2)(個人用)

省略

注 省略

様式第1号(その2)の記載要領

1~5 省略

6 常時雇用する労働者の数及び雇用障害者数に算入される労働者の雇用関係を証する書類として、ハローワーク(公共職業安定所)が運用する雇用保険トータル・システムの次に掲げる出力帳票の原本及び当該帳票に係る交付申請書の写しを添付すること。

(1) 適用事業所台帳ヘッダー 1

(2) 事業所台帳ヘッダー 2 照会

(3) 事業所別被保険者台帳照会

なお、これらの出力帳票は、事業所関係照会区分及び編集コード等を次の表のとおり指定してハローワーク(公共職業安定所)から交付を受けたものとする。

(照会区分コード)	(編集コード)	(指定期間)
事業所関係照会の対象者につき、次の「6 全被保険者」を指定すること。	事業所関係照会の対象者の並び順番につき、次の「3 取得(転入)日順」を指定すること。	基準事業年度(年)開始の日から適用対象事業年度(年)終了の日までとすること。
1 取得中の者	1 被保険者番号	
2 喪失済の者	降順	
3 喪失原因 3	2 氏名の50音順	
4 転入者	③ 取得(転入)	
5 転出者	日順	
⑥ 全被保険者	4 離職(転出)	
	日順	
	5 生年月日順	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

愛媛県男女共同参画推進条例施行規則及び審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県男女共同参画推進条例施行規則及び審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則**  
 (愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

**第1条** 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則(平成14年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(愛媛県男女共同参画推進委員) <b>第2条</b> 愛媛県男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号の非常勤の特別職とする。 2～5 省略 (調査しない申出) <b>第5条</b> 推進委員は、次に掲げる事項に係る申出については、調査しないものとする。 (1)・(2) 省略 (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第17条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第18条第1項の規定による調停の対象となる事項 (4)～(6) 省略 2・3 省略	(愛媛県男女共同参画推進委員) <b>第2条</b> 愛媛県男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の非常勤の特別職とする。 2～5 省略 (調査しない申出) <b>第5条</b> 推進委員は、次に掲げる事項に係る申出については、調査しないものとする。 (1)・(2) 省略 (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第14条第1項の規定による調停の対象となる事項 (4)～(6) 省略 2・3 省略

(審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部改正)

**第2条** 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則(昭和28年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表(第2条関係)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                         省略                          愛媛県情報公開・個人情報保護審査会委員  <u>愛媛県男女共同参画推進委員</u>                          省略                     </div>	<b>別表(第2条関係)</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                         省略                          愛媛県情報公開・個人情報保護審査会委員                          省略                     </div>

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則**

愛媛県覚せい剤取締法施行細則(昭和27年愛媛県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>愛媛県覚せい剤取締法施行細則</b> (書類の提出) <b>第1条</b> <u>覚せい剤取締法</u> (昭和26年法律第252号。以下「法」という。)、 <u>覚せい剤取締法施行規則</u> (昭和26年厚生省令第30号)及	<b>愛媛県覚せい剤取締法施行細則</b> (書類の提出) <b>第1条</b> <u>覚せい剤取締法</u> (昭和26年法律第252号。以下「法」という。)、 <u>覚せい剤取締法施行規則</u> (昭和26年厚生省令第30号)及

びこの規則により知事を経由して厚生労働大臣に提出する申請書、届出書及び報告書並びに知事に提出する申請書、届出書及び報告書は、製造所、病院、診療所又は研究所の所在地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、中予保健所長）を経て提出しなければならない。

（医師の交付書）

**第6条** 法第20条第4項の規定により医師が覚醒剤を施用のため交付する場合の書面は、別記第5号様式によらなければならない。

（指定の失効の場合の措置）

**第8条** 省略

2 法第24条第3項の規定により覚醒剤を処分した場合は、別記第7号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

（製造業者の報告）

**第10条** 法第29条に規定する覚醒剤製造業者の報告は、別記第9号様式の報告書によらなければならない。

（施用機関の管理者及び研究者の報告）

**第11条** 法第30条に規定する覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告は、別記第10号様式の報告書によらなければならない。

（県の開設する覚醒剤施用機関の指定証）

**第12条** 知事は、法第35条第2項の規定により県の開設する病院又は診療所について覚醒剤施用機関の指定を行つたときは、別記第11号様式による指定証を当該施用機関の管理者に交付する。

2 知事は、県の開設する覚醒剤施用機関の管理者から指定証を毀損し、又は亡失した旨の届出があつたときは、指定証の裏面に再交付の年月日及びその旨を記載して交付する。

**第1号様式**（第2条関係）

第1号様式（その1）

<u>覚醒剤製造業務廃止等届出書</u>
省略

注 省略

第1号様式（その2）

<u>覚醒剤施用機関廃止等届出書</u>
省略
愛媛県知事 様
省略

注 1 法人にあつては、氏名欄に名称を記載すること。

2 該当のものに を付けること。

3 指定基準に定める診療科名の診療を二以上併せて行う場合であつて、その一を廃止したのみのときは、届出の必要はない。

第1号様式（その3）

<u>覚醒剤研究者の研究廃止届出書</u>
省略
愛媛県知事 様
省略
年 月 日 <u>覚醒剤</u> の使用を必要とする研究を廃止したので、指定証を添えてお届けします。

**第2号様式**（第3条関係）

第2号様式（その1）

びこの規則により知事を経由して厚生労働大臣に提出する申請書、届出書及び報告書並びに知事に提出する申請書、届出書及び報告書は、製造所、病院、診療所又は研究所の所在地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、中予保健所長）を経て提出しなければならない。

（医師の交付書）

**第6条** 法第20条第4項の規定により医師が覚せい剤を施用のため交付する場合の書面は、別記第5号様式によらなければならない。

（指定の失効の場合の措置）

**第8条** 省略

2 法第24条第3項の規定により覚せい剤を処分した場合は、別記第7号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

（製造業者の報告）

**第10条** 法第29条に規定する覚せい剤製造業者の報告は、別記第9号様式の報告書によらなければならない。

（施用機関の管理者及び研究者の報告）

**第11条** 法第30条に規定する覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告は、別記第10号様式の報告書によらなければならない。

（県の開設する覚せい剤施用機関の指定証）

**第12条** 知事は、法第35条第2項の規定により県の開設する病院又は診療所について覚せい剤施用機関の指定を行つたときは、別記第11号様式による指定証を当該施用機関の管理者に交付する。

2 知事は、県の開設する覚せい剤施用機関の管理者から指定証をき損し、又は亡失した旨の届出があつたときは、指定証の裏面に再交付の年月日及びその旨を記載して交付する。

**第1号様式**（第2条関係）

第1号様式（その1）

<u>覚せい剤製造業務廃止等届出書</u>
省略

注 省略

第1号様式（その2）

<u>覚せい剤施用機関廃止等届出書</u>
省略
愛媛県知事様
省略

注 1 法人にあつては、氏名欄に名称を記載すること。

2 該当のものに をつける。

3 指定基準に定める診療科名の診療を二以上あわせて行なう場合でその一を廃止したのみの場合には届出の必要はない。

第1号様式（その3）

<u>覚せい剤研究者の研究廃止届出書</u>
省略
愛媛県知事様
省略
年 月 日 <u>覚せい剤</u> の使用を必要とする研究を廃止したので、指定証を添えてお届けします。

**第2号様式**（第3条関係）

第2号様式（その1）

省略  
 年 月 日覚醒剤製造業者（覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者）の指定の効力を失つたので指定証を返納します。

注 省略  
 第2号様式（その2） 省略

第5号様式（第6条関係）

覚醒剤交付書

省略  
 1～3 省略  
 4 品名及び数量  
 5・6 省略

第6号様式（第7条関係）

覚醒剤事故届出書

省略  
 省略

注 省略  
 第7号様式（第8条関係）

指定失効時の覚醒剤所有報告書

省略  
 省略

注 省略  
 第7号様式（その2）

指定失効時所有覚醒剤譲渡報告書

省略  
 省略

注 省略  
 第7号様式（その3）

所有覚醒剤処分結果報告書

省略  
愛媛県知事 様  
 省略  
 1 処分した覚醒剤の品名及び数量  
 2～4 省略

第8号様式（第9条関係）

覚醒剤製造業者帳簿

省略  
 省略

- 注 1 事故の届出をした場合は、譲渡先欄に朱書き、備考欄に事由を記載すること。
- 2 品目欄には、フェニルアミノプロパン又はフェニルメチルアミノプロパン錠等と品目ごとに記載すること。
- 3 譲渡先欄の指定番号には、譲渡先の指定番号を記載すること。
- 4 経過規定による譲受けは、製造数量欄に記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- 5 最終の記入は、その旨を備考欄に朱書きすること。

省略  
 年 月 日覚せい剤製造業者（覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者）の指定の効力を失つたので指定証を返納します。

注 省略  
 第2号様式（その2） 省略

第5号様式

覚せい剤交付書

省略  
 1～3 省略  
 4 品名および数量  
 5・6 省略

第6号様式（第7条関係）

覚せい剤事故届出書

省略  
 省略

注 省略  
 第7号様式（第8条関係）

指定失効時の覚せい剤所有報告書

省略  
 省略

注 省略  
 第7号様式（その2）

指定失効時所有覚せい剤譲渡報告書

省略  
 省略

注 省略  
 第7号様式（その3）

所有覚せい剤処分結果報告書

省略  
愛媛県知事 様  
 省略  
 1 処分した覚せい剤の品名および数量  
 2～4 省略

第8号様式（その1）

覚せい剤製造業者帳簿

省略  
 省略

- 注 1 事故の届出をした場合は、譲渡欄に朱書き、備考欄に事由を記載すること。
- 2 品目欄にはフェニルアミノプロパンまたはフェニルメチルアミノプロパン錠等と品目ごとに記載すること。
- 3 譲渡欄の指定番号には譲渡先の指定番号を記載すること。
- 4 経過規定による譲受けは製造欄に記載し、備考にその旨を記載すること。
- 5 最終の記入はその旨を備考欄に朱書きすること。

第8号様式(その2)

覚醒剤管理者(施用機関)帳簿	
省略	
省略	

- 注 1 事故の届出をした場合は、譲受先欄に朱書し、備考欄に事由を記載すること。
- 2 品目欄には、フェニルアミノプロパン又はフェニルメチルアミノプロパン錠等と記載すること。
- 3 譲受先欄の指定番号には、譲受先の指定証番号を記載すること。
- 4 経過規定による譲受けは、譲受先欄に記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- 5 最終の記入は、その旨を備考欄に朱書すること。

第8号様式(その3)

覚醒剤研究者帳簿	
省略	
省略	

- 注 1 事故の届出をした場合は、譲受先欄に朱書し、備考欄に事由を記載すること。
- 2 品目欄には、フェニルアミノプロパン又はフェニルメチルアミノプロパン錠等と記載すること。
- 3 譲受先の指定番号には、譲受先の指定証番号を記載すること。
- 4 経過規定による譲受けは、譲受先欄に記載し、備考欄にその旨を朱書すること。
- 5 最終の記入は、その旨を備考欄に朱書すること。

第9号様式(第10条関係)

覚醒剤製造業者の報告書		
省略		
品名	覚 醒 剤 数 量	省略
	省略	
省略		

注 省略

第10号様式(第11条関係)

第10号様式(その1)

覚醒剤施用機関の報告書	
省略	
愛媛県知事	様
省略	
省略	

- 注 1 法人にあつては、氏名欄に名称を記載すること。
- 2 備考欄には、事故及びその数量を記載すること。
- 3 品名欄には、フェニルアミノプロパン又はフェニルメチルアミノプロパン錠等と記載すること。

第10号様式(その2)

覚醒剤研究者の報告書	
省略	
愛媛県知事	様
省略	

第8号様式(その2)

覚せい剤管理者(施用機関)帳簿	
省略	
省略	

- 注 1 事故の届出をした場合は、譲受け欄に朱書し、備考欄に事由を記載すること。
- 2 品目欄には、フェニルアミノプロパンまたはフェニルメチルアミノプロパン錠等と記載すること。
- 3 譲受け欄の指定番号には、譲受け先の指定証番号を記載すること。
- 4 経過規定による譲受けは、譲受欄に記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- 5 最終の記入は、その旨を備考欄に朱書すること。

第8号様式(その3)

覚せい剤研究者帳簿	
省略	
省略	

- 注 1 事故の届出をした場合は、譲受欄に朱書し、備考欄に事由を記載すること。
- 2 品目欄にはフェニルアミノプロパンまたはフェニルメチルアミノプロパン錠等と記載すること。
- 3 譲受先の指定番号には、譲受先の指定証番号を記載すること。
- 4 経過規定による譲受けは、譲受欄に記載し、備考欄にその旨を朱書すること。
- 5 最終の記入は、その旨を備考欄に朱書すること。

第9号様式(第10条関係)

覚せい剤製造業者の報告書		
省略		
品名	覚 せい 剤 数 量	省略
	省略	
省略		

注 省略

第10号様式(その1)

覚せい剤施用機関の報告書	
省略	
愛媛県知事様	
省略	
省略	

- 注 1 法人にあつては、氏名欄に名称を記載すること。
- 2 備考欄には事故およびその数量を記載すること。
- 3 品名欄には、フェニルアミノプロパンまたはフェニルメチルプロパン錠等と記載すること。

第10号様式(その2)

覚せい剤研究者の報告書	
省略	
愛媛県知事様	
省略	

省略

- 注 1 備考欄には、事故及びその数量を記載すること。
- 2 品名欄には、フェニルアミノプロパン又はフェニルメチルアミノプロパン錠等と記載すること。

第11号様式(第12条関係)

省略

県の開設する覚醒剤施用機関指定証

省略

覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第35条第2項の規定により覚醒剤施用機関の指定を行つたことを証明する。

省略

省略

- 注 1 法人にあつては、氏名欄に名称を記載すること。
- 2 備考欄には事故およびその数量を記載すること。
- 3 品名欄には、フェニルアミノプロパンまたはフェニルメチルアミノプロパン錠等と記載すること。

第11号様式

省略

県の開設する覚せい剤施用機関指定証

省略

覚せい剤取締法第35条第2項の規定により覚せい剤施用機関の指定を行なつた事を証明する。

省略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第28号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(平成17年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書類の経由) 第3条 法、政令及びこの規則の規定により知事 _____ に提出する書類は、製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を管轄する保健所長(松山市の区域にあっては、中予保健所長)を経由しなければならない。	(書類の経由) 第3条 法、政令及びこの規則の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類は、製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を管轄する保健所長(松山市の区域にあっては、中予保健所長)を経由しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第29号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
別表第1(第4条、第5条関係) 衛生環境研究所使用料表	別表第1(第4条、第5条関係) 衛生環境研究所使用料表																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査分類</th> <th>試験項目</th> <th>検体の量</th> <th>単位</th> <th>使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~17</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>ウイルス</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	1~17	省略				18	ウイルス	省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査分類</th> <th>試験項目</th> <th>検体の量</th> <th>単位</th> <th>使用料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~17</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>ウイルス</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	1~17	省略				18	ウイルス	省略		
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額																											
1~17	省略																														
18	ウイルス	省略																													
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額																											
1~17	省略																														
18	ウイルス	省略																													



(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	SARSコロナウイルス核酸検出		省略	
	SARS CoV 2 核酸検出		同	10,800円
19~26	省略			

(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	SARSコロナウイルス核酸検出		省略	
19~26	省略			

第2条 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後					改正前					
別表第1(第4条、第5条関係) 衛生環境研究所使用料表					別表第1(第4条、第5条関係) 衛生環境研究所使用料表					
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	
1~14	省略				1~14	省略				
15 排泄物、分泌物及び浸出物	ア~カ 省略				15 排泄物、分泌物及び浸出物	ア~カ 省略				
	キ 微生物核酸同定検査 <u>(7) クラミジア・トラコマチス核酸検出</u> <u>(イ) 淋菌核酸検出</u>		1検体	1,580円		<u>(7) 淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出</u> <u>(イ) 抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出</u>	1検体	省略	省略	
	<u>(ウ) 抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出</u> <u>(エ) 省略</u> <u>(オ) 省略</u>		1検体 1項目	省略			同	省略		
ク 微生物同定検査 <u>(7) 省略</u> <u>(イ) 大腸菌血清型別</u>			同	1,400円	ク 微生物同定検査 <u>(7) 省略</u> <u>(イ) 大腸菌血清型別</u>		同	1,440円		
16	省略				16	省略				
17 臨床病理	血液 省略				17 臨床病理	血液 省略				
	総ビリルビン、アルブミン(BCP改良法・BCG法)、 <u>総蛋白</u> 、尿素窒素、クレアチニン、アルカリホスファターゼ、尿酸、コリンエステラーゼ、GT、中性脂肪、無機成分等		省略			総ビリルビン、アルブミン、 <u>総蛋白</u> 、尿素窒素、クレアチニン、アルカリホスファターゼ、尿酸、コリンエステラーゼ、GT、中性脂肪、無機成分等		省略		
	省略					省略				
省略					省略					

18 ウイルス (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
	H I V 1、2抗体定性		同	920円
	省略			
	H C V抗体定性・定量		同	860円
	H C V核酸検出		同	2,800円
19 省略				
20 免疫学的検査(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
	結核菌特異的インターフェロン-産生能		同	4,890円
	省略			
21~24 省略				
25 採取	採血(静脈)		1検体	280円
	省略			
26 省略				

18 ウイルス (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
	H I V 1、2抗体定性		同	940円
	省略			
	H C V抗体定性・定量		同	880円
	H C V核酸検出		同	2,880円
19 省略				
20 免疫学的検査(脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略			
	結核菌特異的インターフェロン-産生能		同	5,040円
	省略			
21~24 省略				
25 採取	採血(静脈)		1検体	240円
	省略			
26 省略				

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、令和2年4月1日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第30号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和31年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5号様式(第8条関係) クリーニング師試験受験願書</b></p> <p>省略</p> <p>添付書類</p> <p>1 省略</p> <p>2 写真(出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、正面、無帽、上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)</p> <p>3 省略</p> <p>4 最終学校卒業(修了)証明書</p> <p>写真貼付欄 収入証紙貼付欄</p>	<p><b>第5号様式(第8条関係) クリーニング師試験受験願書</b></p> <p>省略</p> <p>添付書類</p> <p>1 省略</p> <p>2 写真(出願前6箇月以内に撮影した手札形 _____、正面、無帽、半身の _____ もの)</p> <p>3 省略</p> <p>4 最終学校卒業(終了)証明書</p> <p>写真ちよう付欄 収入証紙ちよう付欄</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第31号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1（第4条関係）</b>				<b>別表第1（第4条関係）</b>			
徴収金基準額表（児童養護施設等措置児童等用）				徴収金基準額表（児童養護施設等措置児童等用）			
各月初日の措置児童等の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月 額)		各月初日の措置児童等の 属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月 額)	
階層 区分	定 義	入所 施設	母子生活支援 施設、児童自 立支援施設通 所部、児童心 理治療施設通 所部及び児童 自立生活援助 事業所	階層 区分	定 義	入所 施設	母子生活支援 施設、児童自 立支援施設通 所部、児童心 理治療施設通 所部及び児童 自立生活援助 事業所
省略				省略			
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	省略		C <sub>1</sub>	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ世帯（所得割の額がない世帯）	省略
D <sub>1</sub>	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その	9,000円以下	省略	D <sub>1</sub>	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その	所得割の額がある世帯	省略
D <sub>2</sub>	市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,001円から27,000円まで	省略	D <sub>2</sub>	15,000円以下	省略	
D <sub>3</sub>		27,001円から57,000円まで	省略	D <sub>3</sub>	15,001円から40,000円まで	省略	
D <sub>4</sub>		57,001円から93,000円まで	省略	D <sub>4</sub>	40,001円から70,000円まで	省略	
D <sub>5</sub>		93,001円から177,300円まで	省略	D <sub>5</sub>	70,001円から183,000円まで	省略	
D <sub>6</sub>		177,301円から258,100円まで	省略	D <sub>6</sub>	183,001円から403,000円まで	省略	
D <sub>7</sub>		258,101円から348,100円まで	省略	D <sub>7</sub>	403,001円から703,000円まで	省略	
D <sub>8</sub>		348,101円から456,100円まで	省略	D <sub>8</sub>	703,001円から1,078,000円まで	省略	
D <sub>9</sub>		456,101円から583,200円まで	省略	D <sub>9</sub>	1,078,001円から1,632,000円まで	省略	

D <sub>10</sub>	583,201円から 704,000円まで	省略	
D <sub>11</sub>	704,001円から 852,000円まで	省略	
D <sub>12</sub>	852,001円から 1,044,000円まで	省略	
D <sub>13</sub>	1,044,001円から 1,225,500円まで	省略	
D <sub>14</sub>	1,225,501円から 1,426,500円まで	省略	
D <sub>15</sub>	1,426,501円以上	省略	

備考

- 1 省略
- 2 この表のC<sub>1</sub>階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD<sub>1</sub>階層からD<sub>15</sub>階層までにおける「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。  
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 扶養義務者の所得割の額が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者として算定されているときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 省略
- 5 この表における「措置費等の支弁額」とは、国の示す算定方法により算定した措置費等の支弁額から国の示す

D <sub>9</sub>	1,632,001円から 2,303,000円まで	省略	
D <sub>10</sub>	2,303,001円から 3,117,000円まで	省略	
D <sub>11</sub>	3,117,001円から 4,173,000円まで	省略	
D <sub>12</sub>	4,173,001円から 5,334,000円まで	省略	
D <sub>13</sub>	5,334,001円から 6,674,000円まで	省略	
D <sub>14</sub>	6,674,001円以上	省略	

備考

- 1 省略
- 2 この表のC<sub>1</sub>階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>階層 \_\_\_\_\_ における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。  
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>14</sub>階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に該当する場合に限る。）及び第3号（同法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に該当する場合に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
  - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 4 省略
- 5 この表における「措置費等の支弁額」とは、国の示す算定方法により算定した措置費等の支弁額から国の示す

民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及び里親手当の額を控除した額をいう。

6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、0円とする。

(1) 省略

(2) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)

(3)・(4) 省略

7 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、所得割の額を算定する。この場合において、その者の前年(1月分から6月分までの徴収額の決定については、前々年とする。以下この7において同じ。)の所得(同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは市町村民税非課税として取り扱い、同号の規定に該当しないときは当該者の所得から(1)又は(3)に該当するものにあつては26万円を、(2)に該当するものにあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)第86条第1項の規定により控除される額以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。)に限る。以下同じ。)を有するもの(2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

8 省略

9 小規模住居型児童養育事業所又は里親に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、0円とする。

10 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、市町村民税所得割の額が19,000円以下であるときは、この限りで

民間施設給与等改善費\_\_\_\_\_、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、保育機能強化加算費\_\_\_\_\_及び里親手当の額を控除した額をいう。

6 世帯の階層がB階層と認定された措置児童等の属する世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は、0円とする。

(1) 省略

(2) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条第1項又は第31条の7第1項の配偶者のない女子又は男子で

\_\_\_\_\_現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)

(3)・(4) 省略

7 省略

8 小規模住居型児童養育事業所又は里親に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、0円とする。

9 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、所得税の額が8,400円\_\_\_\_\_以下であるときは、この限りで

ない。

ア 省略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20パーセント、C階層にあつては30パーセント、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円以下である場合にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額を、同表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日又は解除された日までの期間に係る基準額とみなす。

11 この表の定めにかかわらず、国の示す「乳児院における短期入所措置」に係る児童の徴収金基準額は、次の表のとおりとする。

階層区分	徴収金基準額（日額）
省略	
CからD <sub>4</sub> （市町村民税所得割の額が81,000円以下の場合に限る。）まで	省略
D <sub>4</sub> （市町村民税所得割の額が81,001円以上の場合に限る。）からD <sub>14</sub> まで	省略
D <sub>15</sub>	省略

注 1 4月分から6月分までの徴収額の決定に係るこの表の規定の適用については、同表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」とする。

2 省略

別表第2（第4条関係）

徴収金基準額表（障害児入所施設等措置児童等用）

省略

ない。

ア 省略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に、B階層にあつては20パーセント、C階層にあつては30パーセント、D階層のうち所得税の額が8,400円以下である場合にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額を、同表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日又は解除された日までの期間に係る基準額とみなす。

10 この表の定めにかかわらず、国の示す「乳児院における短期入所措置」に係る児童の徴収金基準額は、次の表のとおりとする。

階層区分	徴収金基準額（日額）
省略	
C <sub>1</sub> からD <sub>3</sub> （所得税の額が60,000円以下の場合に限る。）まで	省略
D <sub>3</sub> （所得税の額が60,001円以上の場合に限る。）からD <sub>13</sub> まで	省略
D <sub>14</sub>	省略

注 1 1月分から3月分までの徴収額の決定に係るこの表の規定の適用については、同表中「前年分」とあるのは、「前前年分」とする。

2 4月分から6月分までの徴収額の決定に係るこの表の規定の適用については、同表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と、「前年分」とあるのは「前前年分」とする。

3 省略

別表第2（第4条関係）

徴収金基準額表（障害児入所施設等措置児童等用）

省略

備考

- 1・2 省略
- 3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。  
(1)・(2) 省略  
(3) 扶養義務者の所得割の額が指定都市 \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ の区域内に住所を有する者として算定されているときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。  
(4) 省略
- 4・5 省略
- 6 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。  
(1) 省略  
(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子 \_\_\_\_\_ 又は同条第2項に規定する配偶者のない男子 \_\_\_\_\_ であつて、民法 \_\_\_\_\_ 第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）  
(3)・(4) 省略
- 7～9 省略

注 省略

備考

- 1・2 省略
- 3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。  
(1)・(2) 省略  
(3) 扶養義務者の所得割の額が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者として算定されているときは、当該扶養義務者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。  
(4) 省略
- 4・5 省略
- 6 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。  
(1) 省略  
(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又は同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）  
(3)・(4) 省略
- 7～9 省略

注 省略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、令和元年7月分以後の徴収額（次項の規定の適用を受ける措置児童等の徴収額を除く。）について適用し、同年6月分以前の徴収額については、なお従前の例による。
- 3 令和元年7月1日前から引き続き児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施又は同法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施（以下「助産の実施等」という。）、同法第27条第1項第3号の規定による措置（障害児入所施設に入所させる措置を除く。）、同法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施及び県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町長が助産の実施等をしてきた措置児童等の同月分以後の徴収額を決定する場合において、新規則別表第1の規定による徴収金基準額（同表の階層区分がD<sub>15</sub>階層となる者の徴収金基準額を除く。）が同年6月分の徴収額に係る改正前の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（以下「旧規則」という。）別表第1の規定による徴収金基準額を超えることとなるときは、当該措置児童等の徴収額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。  
(1) 新規則別表第1の規定により決定される額  
(2) 旧規則別表第1の規定により決定される額
- 4 前項の規定により徴収額を決定された措置児童等であつて、当該徴収額に係る旧規則別表第1の規定による徴収金基準額が令和元年7月1日前の徴収額に係る同表の規定による徴収金基準額を超えるものの徴収額（次回の世帯の階層区分の認定を受けて決定される月分以後のものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、新規則別表第1の規定により決定される額とする。

告 示

○愛媛県告示第314号

愛媛県地籍調査費負担金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第970号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の負担金及び交付金から適用する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>愛媛県地籍調査費負担金等交付規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 国土調査法(昭和26年法律第180号)により市町又は土地改良区等(以下「市町等」という。)が行う地籍調査事業に要する負担金又は交付金(以下「負担金等」という。)の交付については、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(負担金等の交付の申請)</p> <p><b>第2条</b> <u>負担金等</u>の交付を受けようとする市町等は、<u>負担金等交付申請書</u>(様式第1号)を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。</p> <p>(負担金等の交付の決定)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに<u>負担金等</u>の交付の決定をするものとする。</p> <p>2 知事は、<u>負担金等</u>の交付の決定をする場合において必要があるときは、条件を付することがある。</p> <p>(実績報告等)</p> <p><b>第5条</b> 市町等は、地籍調査事業が完了したときは、地籍調査事業の完了の日から起算して25日を経過した日又は負担金等の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い時期までに実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。ただし、<u>負担金等</u>が概算払により交付された場合にあつては、<u>負担金等</u>の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月10日までとする。</p> <p>2 知事は、前項の実績報告書を受理した場合において適当であると認めるときは、<u>負担金等</u>を交付する。ただし、必要があると認めるときは、<u>負担金等</u>を概算払することがある。</p> <p>3 <u>負担金等</u>の請求をしようとする市町等は、<u>負担金等請求書</u>(様式第4号)又は概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(財産の管理)</p> <p><b>第6条</b> 市町等は、地籍調査事業により取得し、又は効用の増加した財産を、<u>負担金等</u>の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。</p> <p>2 市町等は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、<u>負担金等</u>の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町等が<u>負担金等</u>の全部に相当する金額を県に納付した場合又は<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令</u>(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(区分経理及び帳簿書類の備付け)</p> <p><b>第7条</b> <u>負担金に係る地籍調査事業と交付金に係る地籍調査事業とを併せて行う市町等は、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</u></p> <p>2 _____ 省略</p> <p><b>様式第1号</b>(第2条、様式第2号関係)</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">年度地籍調査費負担金等交付申請書</p>	<p style="text-align: center;"><b>愛媛県地籍調査費負担金交付規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> 国土調査法(昭和26年法律第180号)により市町又は土地改良区等(以下「市町等」という。)が行う地籍調査事業に要する負担金 _____ の交付については、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(負担金 の交付の申請)</p> <p><b>第2条</b> <u>負担金</u>の交付を受けようとする市町等は、<u>負担金交付申請書</u>(様式第1号)を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。</p> <p>(負担金 の交付の決定)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに<u>負担金</u>の交付の決定をするものとする。</p> <p>2 知事は、<u>負担金</u>の交付の決定をする場合において必要があるときは、条件を付することがある。</p> <p>(実績報告等)</p> <p><b>第5条</b> 市町等は、地籍調査事業が完了したときは、地籍調査事業の完了の日から起算して25日を経過した日又は負担金 の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い時期までに実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。ただし、<u>負担金</u>が概算払により交付された場合にあつては、<u>負担金</u>の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月10日までとする。</p> <p>2 知事は、前項の実績報告書を受理した場合において適当であると認めるときは、<u>負担金</u>を交付する。ただし、必要があると認めるときは、<u>負担金</u>を概算払いすることがある。</p> <p>3 <u>負担金</u>の請求をしようとする市町等は、<u>負担金請求書</u>(様式第4号)又は概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(財産の管理)</p> <p><b>第6条</b> 市町等は、地籍調査事業により取得し、又は効用の増加した財産を、<u>負担金</u>の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。</p> <p>2 市町等は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、<u>負担金</u>の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町等が<u>負担金</u>の全部に相当する金額を県に納付した場合又は<u>減価償却資産の耐用年数に関する省令</u>(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>( _____ 帳簿書類の備付け)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p><b>様式第1号</b>(第2条、様式第2号関係)</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">年度地籍調査費負担金交付申請書</p>



年度において、下記のとおり国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく、地籍調査事業を実施したいので、愛媛県地籍調査費負担金等交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第970号）第2条の規定により、負担金（交付金） 円の交付を申請する。

記

1・2 省略

3 事業に要する経費

(1) 収入の部

Table with 5 columns: 区分, 予算額 (本年度, 前年度), 地籍調査事業に要する経費の総額 (本年度, 前年度), 備考. Includes rows for 県負担金(県交付金) and 省略.

(2) 支出の部

Table with 1 column: 省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 費目欄は、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官通達）別表第1に掲げる経費の区分により、該当費目を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

省略

年月日付け第号をもって、負担金（交付金）交付決定の通知があつた年度地籍調査事業について、下記理由により（別紙のとおり経費の配分を変更）した事業を中止（廃止）

いので承認されたく申請する。

省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 別紙は、様式第1号3と同様の様式により作成し、変更箇所については、変更前を括弧書きで併記すること。

様式第3号（第5条関係）

省略

年度地籍調査費負担金等実績報告書

年月日付け愛媛県指令第号で負担金（交付金）の交付の決定のあつた年度地籍調査について、別紙のとおり事業を実施したので報告する。

注 不要の文字は、抹消すること。

別紙

1 省略

2 決算調書

(1) 省略

(2) 収入の部

Table with 5 columns: 区分, 本年度精算額, 本年度予算額, 地籍調査事業に要する経費の総額 (本年度精算額, 本年度予算額), 備考. Includes rows for 県負担金(県交付金) and 省略.

年度において、下記のとおり国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく、地籍調査事業を実施したいので、愛媛県地籍調査費負担金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第970号）第2条の規定により、負担金 円の交付を申請する。

記

1・2 省略

3 事業に要する経費

(1) 収入の部

Table with 5 columns: 区分, 予算額 (本年度, 前年度), 地籍調査事業に要する経費の総額 (本年度, 前年度), 備考. Includes rows for 県負担金 and 省略.

(2) 支出の部

Table with 1 column: 省略

注 費目欄は、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官通達）別表第1に掲げる経費の区分により、該当費目を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

省略

年月日付け第号をもって、負担金 交付決定の通知があつた年度地籍調査事業について、下記理由により（別紙のとおり経費の配分を変更）した事業を中止（廃止）

いので承認されたく申請する。

省略

注 別紙は、様式第1号3と同様の様式により作成し、変更箇所については、変更前を括弧書きで併記すること。

様式第3号（第5条関係）

省略

年度地籍調査費負担金実績報告書

年月日付け愛媛県指令第号で負担金 交付の決定のあつた年度地籍調査について、別紙のとおり事業を実施したので報告する。

別紙

1 省略

2 決算調書

(1) 省略

(2) 収入の部

Table with 5 columns: 区分, 本年度精算額, 本年度予算額, 地籍調査事業に要する経費の総額 (本年度精算額, 本年度予算額), 備考. Includes rows for 県負担金 and 省略.

(3) 支出の部

省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 費目欄は、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官通達）別表第1に掲げる経費の区分により、該当費目を記入すること。

3 省略

3 取得財産調書

省略

注 1・2 省略

3 備考欄には、負担金（交付金）対象経費で購入したものと負担金（交付金）対象外で購入したものとを区分を記入すること。

様式第4号（第5条関係）

年度地籍調査費負担金等請求書

省略

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあつた地籍調査費負担金（ 交付金）について下記金額を交付されたく請求する。

省略

交付決定負担金（交付決定交付金）	負担金精算額（交付金精算額）	省略		

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号（第5条関係）

年度地籍調査費負担金等の概算払請求書

省略

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあつた 年度地籍調査費負担金（ 交付金）について別紙のとおり調査を実施したので、下記金額を概算払によつて交付されたく請求する。

省略

金 円

注 不要の文字は、抹消すること。

別紙

予定出来高等確認調書

事業費	負担金額（交付金額）	省略					
省略							

注 不要の文字は、抹消すること。

(3) 支出の部

省略

注1 費目欄は、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付け経企土第130号経済企画事務次官通達）別表第1に掲げる経費の区分により、該当費目を記入すること。

2 省略

3 取得財産調書

省略

注 1・2 省略

3 備考欄には、負担金 対象経費で購入したものと負担金 対象外で購入したものとを区分を記入すること。

様式第4号（第5条関係）

年度地籍調査費負担金請求書

省略

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあつた地籍調査費負担金 について下記金額を交付されたく請求する。

省略

交付決定負担金	負担金精算額	省略		

様式第5号（第5条関係）

年度地籍調査費負担金の概算払請求書

省略

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあつた 年度地籍調査費負担金 について別紙のとおり調査を実施したので、下記金額を概算払によつて交付されたく請求する。

省略

金 円

注 不要の文字は、抹消すること。

別紙

予定出来高等確認調書

事業費	負担金額	省略					
省略							

○愛媛県告示第315号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区 域
1・2	省略					1・2	省略				
1～18	省略					1～18	省略				
19	燧灘沿岸野々江漁港海岸	今治市	今治市長	1,110メートル	<u>基点1から基点25までを順次結んだ線並びに基点25及び基点1を結んだ線により囲まれた区域</u> <u>基点の表示（角度の表示は、真北）</u> 基点1は、今治市大三島町野々江2860番2地先の標柱 基点2は、基点1から78度30分14メートルの地点 基点3は、基点2から163度00分15メートルの地点 基点4は、基点3から136度30分59メートルの地点 基点5は、基点4から163度30分54メートルの地点 基点6は、基点5から204度30分145メートルの地点 基点7は、基点6から221度30分45メートルの地点 基点8は、基点7から128度00分23メートルの地点 基点9は、基点8から181度00分11メートルの地点 基点10は、基点9から271度00分10メートルの地点 基点11は、基点10から2度00分9メートルの地点 基点12は、基点11から308度00分17メートルの地点 基点13は、基点12から219度00分17メートルの地点 基点14は、基点13から207度30分36メートルの地点 基点15は、基点14から190度00分36メートルの地点 基点16は、基点15から273度00分51メートルの地点 基点17は、基点16から359	19	燧灘沿岸野々江漁港海岸	大三島町	大三島町長	1,060メートル	1 <u>越智郡大三島町大字野々江字カサマツ甲4182番地地先第1標柱</u> 2 <u>1点より180度測線上22メートルの点</u> 3 <u>2点より142度測線上60メートルの点</u> 4 <u>3点より170度測線上58.5メートルの点</u> 5 <u>4点より211度測線上132メートルの点</u> 6 <u>5点より228度測線上100メートルの点</u> 7 <u>6点より200度測線上51.5メートルの点</u> 8 <u>7点より283度測線上42.5メートルの点</u> 9 <u>8点より11度測線上35メートルの点</u> 10 <u>9点より325度測線上30メートルの点</u> 11 <u>10点より278度測線上100メートルの点</u> 12 <u>11点より260度測線上79メートルの点</u> 13 <u>12点より274度測線上23.5メートルの点</u> 14 <u>13点より337度測線上118メートルの点</u> 15 <u>14点より14度測線上60メートルの点</u> 16 <u>15点より50度測線上112メートルの点</u> 越智郡大三島町大字野々江字ヲガタ乙2993番地 1 <u>16点より83度測線上311メートルの点</u> 以上 1 2 3 4 5 6 7 8 9

					<p>度30分41メートルの地点 基点18は、基点17から316</p> <p>度00分20メートルの地点 基点19は、基点18から268</p> <p>度00分142メートルの地点 基点20は、基点19から251</p> <p>度00分39メートルの地点 基点21は、基点20から267</p> <p>度00分19メートルの地点 基点22は、基点21から342</p> <p>度00分38メートルの地点 基点23は、基点22から322</p> <p>度00分78メートルの地点 基点24は、基点23から40</p> <p>度00分79メートルの地点 基点25は、基点24から17</p> <p>度30分83メートルの地点</p>							<p>10 11 12 13 14 15 16 1の各点を結ぶ線により囲まれた区域</p>
20・21 省略						20・21 省略						
22	燧灘 沿岸 宮窪 漁港 海岸	今治 市	今治 市長	2.97 3メ ートル	<p>基点1から基点47までを 順次結んだ線並びに基点 47、補助点47、補助点45、 補助点27、補助点23、補助 点14、補助点5、補助点1 及び基点1を順次結んだ線 により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、今治市宮窪町 宮窪851番2地先の標柱</p> <p>基点2は、基点1から163</p> <p>度30分5メートルの地点 基点3は、基点2から261</p> <p>度30分28メートルの地点 基点4は、基点3から171</p> <p>度30分34メートルの地点 基点5は、基点4から262</p> <p>度30分20メートルの地点 基点6は、基点5から188</p> <p>度30分27メートルの地点 基点7は、基点6から235</p> <p>度00分71メートルの地点 基点8は、基点7から177</p> <p>度30分40メートルの地点 基点9は、基点8から93</p> <p>度30分5メートルの地点 基点10は、基点9から173</p> <p>度00分23メートルの地点 基点11は、基点10から202</p> <p>度30分31メートルの地点 基点12は、基点11から136</p> <p>度00分13メートルの地点</p>	22	燧灘 沿岸 宮窪 漁港 海岸	宮窪 町	宮窪 町長	3.02 0メ ートル	<p>基点1から基点38までを 順次結んだ線並びに基点 38、補助点38、補助点36、 補助点29、補助点25、補助 点22、補助点20、補助点 17、補助点14、補助点12、 補助点4、補助点1及び基 点1を順次結んだ線により 囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、越智郡宮窪町 大字宮窪851番3に設置され た標柱</p> <p>基点2は、基点1から215</p> <p>度00分96メートルの地点 基点3は、基点2から322</p> <p>度00分21メートルの地点 基点4は、基点3から234</p> <p>度30分67メートルの地点 基点5は、基点4から180</p> <p>度30分53メートルの地点 基点6は、基点5から195</p> <p>度30分42メートルの地点 基点7は、基点6から226</p> <p>度30分55メートルの地点 基点8は、基点7から200</p> <p>度00分37メートルの地点 基点9は、基点8から229</p> <p>度00分84メートルの地点 基点10は、基点9から239</p> <p>度30分45メートルの地点 基点11は、基点10から251</p>	

基点13は、基点12から216  
度30分53メートルの地点  
基点14は、基点13から193  
度00分50メートルの地点  
基点15は、基点14から221  
度30分108メートルの地点  
基点16は、基点15から240  
度00分103メートルの地点  
基点17は、基点16から256  
度30分51メートルの地点  
基点18は、基点17から266  
度30分91メートルの地点  
基点19は、基点18から252  
度30分20メートルの地点  
基点20は、基点19から267  
度30分132メートルの地点  
基点21は、基点20から245  
度00分66メートルの地点  
基点22は、基点21から266  
度30分52メートルの地点  
基点23は、基点22から295  
度30分101メートルの地点  
基点24は、基点23から247  
度00分64メートルの地点  
基点25は、基点24から299  
度30分118メートルの地点  
基点26は、基点25から307  
度00分207メートルの地点  
基点27は、基点26から310  
度30分46メートルの地点  
基点28は、基点27から307  
度00分130メートルの地点  
基点29は、基点28から314  
度00分37メートルの地点  
基点30は、基点29から319  
度00分87メートルの地点  
基点31は、基点30から329  
度00分101メートルの地点  
基点32は、基点31から337  
度30分85メートルの地点  
基点33は、基点32から341  
度00分150メートルの地点  
基点34は、基点33から274  
度30分9メートルの地点  
基点35は、基点34から228  
度30分37メートルの地点  
基点36は、基点35から219  
度00分42メートルの地点  
基点37は、基点36から324  
度30分25メートルの地点  
基点38は、基点37から335  
度00分48メートルの地点  
基点39は、基点38から87

度30分85メートルの地点  
基点12は、基点11から266  
度00分63メートルの地点  
基点13は、基点12から271  
度30分109メートルの地点  
基点14は、基点13から266  
度30分126メートルの地点  
基点15は、基点14から214  
度00分32メートルの地点  
基点16は、基点15から277  
度00分93メートルの地点  
基点17は、基点16から305  
度00分110メートルの地点  
基点18は、基点17から258  
度00分71メートルの地点  
基点19は、基点18から311  
度00分101メートルの地点  
基点20は、基点19から315  
度00分127メートルの地点  
基点21は、基点20から318  
度00分96メートルの地点  
基点22は、基点21から320  
度00分82メートルの地点  
基点23は、基点22から313  
度00分77メートルの地点  
基点24は、基点23から324  
度00分64メートルの地点  
基点25は、基点24から326  
度00分51メートルの地点  
基点26は、基点25から337  
度00分126メートルの地点  
基点27は、基点26から344  
度00分41メートルの地点  
基点28は、基点27から353  
度00分40メートルの地点  
基点29は、基点28から348  
度00分44メートルの地点  
基点30は、基点29から350  
度00分130メートルの地点  
基点31は、基点30から235  
度00分75メートルの地点  
基点32は、基点31から331  
度30分23メートルの地点  
基点33は、基点32から343  
度30分70メートルの地点  
基点34は、基点33から96  
度00分33メートルの地点  
基点35は、基点34から55  
度00分56メートルの地点  
基点36は、基点35から348  
度00分102メートルの地点  
基点37は、基点36から0  
度00分145メートルの地点

					<p>度30分35メートルの地点 基点40は、基点39から45</p> <p>度30分58メートルの地点 基点41は、基点40から338</p> <p>度30分94メートルの地点 基点42は、基点41から261</p> <p>度30分12メートルの地点 基点43は、基点42から351</p> <p>度30分8メートルの地点 基点44は、基点43から81</p> <p>度30分12メートルの地点 基点45は、基点44から351</p> <p>度00分104メートルの地点 基点46は、基点45から338</p> <p>度30分29メートルの地点 基点47は、基点46から4</p> <p>度00分144メートルの地点 補助点47は、基点47から</p> <p>64度00分66メートルの地点 補助点45は、基点45から</p> <p>84度00分63メートルの地点 補助点27は、基点27から</p> <p>21度00分87メートルの地点 補助点23は、基点23から</p> <p>354度00分105メートルの地点 補助点14は、基点14から</p> <p>309度00分59メートルの地点 補助点5は、基点5から</p> <p>286度30分101メートルの地点 補助点1は、基点1から</p> <p>340度00分80メートルの地点</p>							<p>基点38は、基点37から17 度00分124メートルの地点</p> <p>補助点38は、基点38から</p> <p>82度30分50メートルの地点 補助点36は、基点36から</p> <p>84度00分70メートルの地点 補助点29は、基点29から</p> <p>80度00分70メートルの地点 補助点25は、基点25から</p> <p>65度00分50メートルの地点 補助点22は、基点22から</p> <p>47度00分50メートルの地点 補助点20は、基点20から</p> <p>47度00分50メートルの地点 補助点17は、基点17から</p> <p>30度00分80メートルの地点 補助点14は、基点14から</p> <p>358度00分50メートルの地点 補助点12は、基点12から</p> <p>351度30分217メートルの地点 補助点4は、基点4から</p> <p>329度30分61メートルの地点 補助点1は、基点1から</p> <p>347度00分50メートルの地点</p>								
23	省					23	省													
24	燧灘 沿岸 余所 国漁 港海 岸	今治 市	今治 市長	1,15 5メ ートル	<p>基点1から基点24までを 順次結んだ線並びに基点 24、補助点24、補助点23、 補助点18、補助点1及び基 点1を順次結んだ線により 囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、今治市宮窪町 余所国92番4地先の標柱</p> <p>基点2は、基点1から282 度30分35メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から295 度00分27メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から270 度30分74メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から258</p>	24	燧灘 沿岸 余所 国漁 港海 岸	宮窪 町	宮窪 町長	1,17 0メ ートル	<p>1 越智郡宮窪町大字余所 国字竹の鼻甲79番地第1 標柱</p> <p>2 1点より315度測線上72 メートルの点</p> <p>3 2点より258度測線上35 メートルの点</p> <p>4 3点より280度測線上48 メートルの点</p> <p>5 4点より302度測線上36 メートルの点</p> <p>6 5点より267度測線上52 メートルの点</p> <p>7 6点より211度測線上47 メートルの点</p> <p>8 7点より194度測線上37 メートルの点</p>									

					度30分109メートルの地点 基点6は、基点5から189 度00分86メートルの地点 基点7は、基点6から233 度00分22メートルの地点 基点8は、基点7から16 度30分21メートルの地点 基点9は、基点8から3 度00分94メートルの地点 基点10は、基点9から265 度30分15メートルの地点 基点11は、基点10から225 度00分14メートルの地点 基点12は、基点11から271 度00分60メートルの地点 基点13は、基点12から359 度30分48メートルの地点 基点14は、基点13から262 度30分54メートルの地点 基点15は、基点14から175 度00分17メートルの地点 基点16は、基点15から265 度00分3メートルの地点 基点17は、基点16から355 度00分16メートルの地点 基点18は、基点17から251 度30分38メートルの地点 基点19は、基点18から272 度30分58メートルの地点 基点20は、基点19から293 度30分51メートルの地点 基点21は、基点20から312 度30分17メートルの地点 基点22は、基点21から251 度30分10メートルの地点 基点23は、基点22から334 度00分68メートルの地点 基点24は、基点23から243 度30分111メートルの地点 補助点24は、基点24から 7度30分54メートルの地点 補助点23は、基点23から 41度00分141メートルの地点 補助点18は、基点18から 349度30分91メートルの地点 補助点1は、基点1から 4度00分63メートルの地点									9 8点より235度測線上22 メートルの点 10 9点より10度測線上103 メートルの点 11 10点より274度測線上82 メートルの点 12 11点より5度測線上54 メートルの点 13 12点より300度測線上50 メートルの点 14 13点より188度測線上12 メートルの点 15 14点より270度測線上43 メートルの点 16 15点より282度測線上58 メートルの点 17 16点より305度測線上73 メートルの点 18 17点より336度測線上63 メートルの点 19 18点より250度測線上 113メートルの点 越智郡宮窪町大字余所 国字七通393番地第2標柱 19 19点より14度測線上50 メートルの点 18 18点より6度測線上30 メートルの点 17 17点より42度測線上90 メートルの点 16 16点より23度測線上50 メートルの点 6 6点より9度測線上60 メートルの点 1 1点より18度測線上60 メートルの点 以上1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 19 18 17 16 6 1 1の各点を結ぶ線に より囲まれたる区域						
25	省												25	省						
26	燧灘 沿岸 南浦	今治 市	今治 市長	2,10 1メ ート	基点1から基点26までを 順次結んだ線並びに基点 26、補助点26、補助点23、								26	燧灘 沿岸 南浦	吉海 町	吉海 町長	2,36 0メ ート	1	越智郡吉海町大字名駒 字ニシノタ二甲1389番地 地先第1標柱	

漁港  
海岸

ル

補助点15、補助点13、補助点12、補助点4、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域  
 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）  
 基点1は、今治市吉海町南浦131番地先の標柱  
 基点2は、基点1から16度30分4メートルの地点  
 基点3は、基点2から286度30分238メートルの地点  
 基点4は、基点3から263度30分56メートルの地点  
 基点5は、基点4から228度00分73メートルの地点  
 基点6は、基点5から251度30分112メートルの地点  
 基点7は、基点6から218度30分63メートルの地点  
 基点8は、基点7から197度00分79メートルの地点  
 基点9は、基点8から245度30分26メートルの地点  
 基点10は、基点9から210度00分40メートルの地点  
 基点11は、基点10から182度30分39メートルの地点  
 基点12は、基点11から219度00分154メートルの地点  
 基点13は、基点12から191度00分260メートルの地点  
 基点14は、基点13から282度30分167メートルの地点  
 基点15は、基点14から198度00分13メートルの地点  
 基点16は、基点15から322度00分122メートルの地点  
 基点17は、基点16から300度30分66メートルの地点  
 基点18は、基点17から265度30分22メートルの地点  
 基点19は、基点18から314度30分14メートルの地点  
 基点20は、基点19から352度30分25メートルの地点  
 基点21は、基点20から313度00分48メートルの地点  
 基点22は、基点21から295度00分104メートルの地点  
 基点23は、基点22から281度30分22メートルの地点  
 基点24は、基点23から270

漁港  
海岸

ル

2 1点より21度測線上40メートルの点  
 3 2点より68度測線上82メートルの点  
 4 3点より72度測線上86メートルの点  
 5 4点より71度測線上42メートルの点  
 6 5点より82度測線上78メートルの点  
 7 6点より107度測線上50メートルの点  
 8 7点より117度測線上92メートルの点  
 9 8点より139度測線上38メートルの点  
 10 9点より164度測線上48メートルの点  
 11 10点より90度測線上20メートルの点  
 12 11点より123度測線上51メートルの点  
 13 12点より141度測線上51メートルの点  
 14 13点より165度測線上42メートルの点  
 越智郡吉海町大字名駒字ヤハギ甲1715番地先第2標柱  
 14 14点より241度測線上30メートルの点  
 13 13点より241度測線上30メートルの点  
 12 12点より229度測線上30メートルの点  
 10 10点より223度測線上20メートルの点  
 8 8点より202度測線上30メートルの点  
 7 7点より201度測線上20メートルの点  
 6 6点より180度測線上30メートルの点  
 4 4点より180度測線上30メートルの点  
 3 3点より180度測線上40メートルの点  
 2 2点より152度測線上30メートルの点  
 1 1点より155度測線上10メートルの点  
 以上 1 2 3 4  
 5 6 7 8 9



度00分36メートルの地点  
 基点25は、基点24から262  
 度00分52メートルの地点  
 基点26は、基点25から248  
 度00分265メートルの地点  
 補助点26は、基点26から  
 162度00分64メートルの地点  
 補助点23は、基点23から  
 180度30分60メートルの地点  
 補助点15は、基点15から  
 212度30分63メートルの地点  
 補助点13は、基点13から  
 144度30分80メートルの地点  
 補助点12は、基点12から  
 108度00分55メートルの地点  
 補助点4は、基点4から  
 137度30分69メートルの地点  
 補助点1は、基点1から  
 228度00分48メートルの地点

10 11 12 13 14  
 14 13 12 10 8  
 7 6 4 3 2  
 1 及1の各点を結ぶ線  
 により囲まれたる区域  
 15 越智郡吉海町大字南浦  
 字シタハマ甲594番地地先  
 第3標柱  
 16 15点より10度測線上178  
 メートルの点  
 17 16点より32度測線上169  
 メートルの点  
 18 17点より5度測線上42  
 メートルの点  
 19 18点より29度測線上36  
 メートルの点  
 20 19点より78度測線上22  
 メートルの点  
 21 20点より19度測線上36  
 メートルの点  
 22 21点より25度測線上38  
 メートルの点  
 23 22点より35度測線上51  
 メートルの点  
 24 23点より51度測線上26  
 メートルの点  
 25 24点より79度測線上20  
 メートルの点  
 26 25点より69度測線上90  
 メートルの点  
 27 26点より45度測線上77  
 メートルの点  
 28 27点より84度測線上51  
 メートルの点  
 29 28点より102度測線上  
 218メートルの点  
 30 29点より145度測線上96  
 メートルの点  
 越智郡吉海町大字南浦  
 字シロ谷乙38番地地先第  
 4標柱  
 28 28点より180度測線上50  
 メートルの点  
 26 26点より128度測線上50  
 メートルの点  
 23 23点より142度測線上40  
 メートルの点  
 20 20点より123度測線上40  
 メートルの点  
 16 16点より107度測線上40  
 メートルの点  
 15 15点より146度測線上50  
 メートルの点

											以上15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 28 26 23 20 16 15 及15の各点を結ぶ線により囲まれたる区域
27~33 省略										27~33 省略	
34	燧灘 沿岸 大浜 漁港 海岸	今治 市	今治 市長	2,90 7メ ート ル	<u>基点1から基点48までを 順次結んだ線並びに基点 48、補助点48、補助点46、 補助点38、補助点37、補助 点36、補助点35、補助点 33、補助点30、補助点29、 補助点24、補助点17、補助 点8、補助点7、補助点1 及び基点1を順次結んだ線 により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</u> <u>基点1は、今治市湊町二 丁目丙6番地先の標柱</u> <u>基点2は、基点1から247 度00分7メートルの地点</u> <u>基点3は、基点2から354 度00分47メートルの地点</u> <u>基点4は、基点3から339 度00分180メートルの地点</u> <u>基点5は、基点4から345 度00分51メートルの地点</u> <u>基点6は、基点5から332 度00分18メートルの地点</u> <u>基点7は、基点6から345 度00分39メートルの地点</u> <u>基点8は、基点7から259 度00分43メートルの地点</u> <u>基点9は、基点8から322 度00分77メートルの地点</u> <u>基点10は、基点9から333 度00分66メートルの地点</u> <u>基点11は、基点10から347 度00分39メートルの地点</u> <u>基点12は、基点11から337 度00分15メートルの地点</u> <u>基点13は、基点12から305 度00分32メートルの地点</u> <u>基点14は、基点13から334 度00分78メートルの地点</u> <u>基点15は、基点14から344 度00分130メートルの地点</u> <u>基点16は、基点15から309</u>	34	燧灘 沿岸 大浜 漁港 海岸	今治 市	今治 市長	2,90 7メ ート ル	<u>基点1から基点44までを 順次結んだ線並びに基点 44、補助点44、補助点42、 補助点38、補助点37、補助 点36、補助点35、補助点 33、補助点30、補助点29、 補助点24、補助点17、補助 点8、補助点7、補助点1 及び基点1を順次結んだ線 により囲まれた区域</u> <u>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</u> <u>基点1は、今治市湊町二 丁目丙6番地先の標柱(X 座標120792.375、Y座標- 46792.204)</u> <u>基点2は、基点1から247 度00分7メートルの地点</u> <u>基点3は、基点2から354 度00分47メートルの地点</u> <u>基点4は、基点3から339 度00分180メートルの地点</u> <u>基点5は、基点4から345 度00分51メートルの地点</u> <u>基点6は、基点5から332 度00分18メートルの地点</u> <u>基点7は、基点6から345 度00分39メートルの地点</u> <u>基点8は、基点7から259 度00分43メートルの地点</u> <u>基点9は、基点8から322 度00分77メートルの地点</u> <u>基点10は、基点9から333 度00分66メートルの地点</u> <u>基点11は、基点10から347 度00分39メートルの地点</u> <u>基点12は、基点11から337 度00分15メートルの地点</u> <u>基点13は、基点12から305 度00分32メートルの地点</u> <u>基点14は、基点13から334 度00分78メートルの地点</u> <u>基点15は、基点14から344</u>

度00分32メートルの地点  
 基点17は、基点16から340  
 度00分50メートルの地点  
 基点18は、基点17から320  
 度00分20メートルの地点  
 基点19は、基点18から283  
 度00分29メートルの地点  
 基点20は、基点19から324  
 度00分54メートルの地点  
 基点21は、基点20から285  
 度00分15メートルの地点  
 基点22は、基点21から270  
 度00分51メートルの地点  
 基点23は、基点22から307  
 度00分39メートルの地点  
 基点24は、基点23から329  
 度00分27メートルの地点  
 基点25は、基点24から278  
 度00分46メートルの地点  
 基点26は、基点25から334  
 度00分71メートルの地点  
 基点27は、基点26から245  
 度00分63メートルの地点  
 基点28は、基点27から330  
 度00分89メートルの地点  
 基点29は、基点28から322  
 度00分75メートルの地点  
 基点30は、基点29から343  
 度00分71メートルの地点  
 基点31は、基点30から340  
 度00分182メートルの地点  
 基点32は、基点31から335  
 度00分130メートルの地点  
 基点33は、基点32から347  
 度00分101メートルの地点  
 基点34は、基点33から351  
 度00分58メートルの地点  
 基点35は、基点34から303  
 度00分106メートルの地点  
 基点36は、基点35から257  
 度00分81メートルの地点  
 基点37は、基点36から321  
 度00分68メートルの地点  
 基点38は、基点37から328  
 度00分33メートルの地点  
 基点39は、基点38から340  
 度00分57メートルの地点  
 基点40は、基点39から354  
 度00分78メートルの地点  
 基点41は、基点40から264  
 度00分4メートルの地点  
 基点42は、基点41から354  
 度00分2メートルの地点

度00分130メートルの地点  
 基点16は、基点15から309  
 度00分32メートルの地点  
 基点17は、基点16から340  
 度00分50メートルの地点  
 基点18は、基点17から320  
 度00分20メートルの地点  
 基点19は、基点18から283  
 度00分29メートルの地点  
 基点20は、基点19から324  
 度00分54メートルの地点  
 基点21は、基点20から285  
 度00分15メートルの地点  
 基点22は、基点21から270  
 度00分51メートルの地点  
 基点23は、基点22から307  
 度00分39メートルの地点  
 基点24は、基点23から329  
 度00分27メートルの地点  
 基点25は、基点24から278  
 度00分46メートルの地点  
 基点26は、基点25から334  
 度00分71メートルの地点  
 基点27は、基点26から245  
 度00分63メートルの地点  
 基点28は、基点27から330  
 度00分89メートルの地点  
 基点29は、基点28から322  
 度00分75メートルの地点  
 基点30は、基点29から343  
 度00分71メートルの地点  
 基点31は、基点30から340  
 度00分182メートルの地点  
 基点32は、基点31から335  
 度00分130メートルの地点  
 基点33は、基点32から347  
 度00分101メートルの地点  
 基点34は、基点33から351  
 度00分58メートルの地点  
 基点35は、基点34から303  
 度00分118メートルの地点  
 基点36は、基点35から257  
 度00分75メートルの地点  
 基点37は、基点36から321  
 度00分63メートルの地点  
 基点38は、基点37から328  
 度00分33メートルの地点  
 基点39は、基点38から340  
 度00分57メートルの地点  
 基点40は、基点39から354  
 度00分103メートルの地点  
 基点41は、基点40から349  
 度00分68メートルの地点

						<p>基点43は、基点42から84度00分4メートルの地点</p> <p>基点44は、基点43から354度00分23メートルの地点</p> <p>基点45は、基点44から349度00分68メートルの地点</p> <p>基点46は、基点45から1度00分67メートルの地点</p> <p>基点47は、基点46から15度00分46メートルの地点</p> <p>基点48は、基点47から31度00分31メートルの地点</p> <p>補助点48は、基点48から70度00分114メートルの地点</p> <p>補助点46は、基点46から90度00分47メートルの地点</p> <p>補助点38は、基点38から24度00分94メートルの地点</p> <p>補助点37は、基点37から48度00分203メートルの地点</p> <p>補助点36は、基点36から54度00分154メートルの地点</p> <p>補助点35は、基点35から40度00分54メートルの地点</p> <p>補助点33は、基点33から96度00分68メートルの地点</p> <p>補助点30は、基点30から30度00分43メートルの地点</p> <p>補助点29は、基点29から65度00分85メートルの地点</p> <p>補助点24は、基点24から4度00分62メートルの地点</p> <p>補助点17は、基点17から41度00分50メートルの地点</p> <p>補助点8は、基点8から3度00分75メートルの地点</p> <p>補助点7は、基点7から72度00分44メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から67度00分37メートルの地点</p>						<p>基点42は、基点41から1度00分67メートルの地点</p> <p>基点43は、基点42から15度00分46メートルの地点</p> <p>基点44は、基点43から31度00分31メートルの地点</p> <p>補助点44は、基点44から70度00分114メートルの地点</p> <p>補助点42は、基点42から90度00分47メートルの地点</p> <p>補助点38は、基点38から24度00分94メートルの地点</p> <p>補助点37は、基点37から48度00分203メートルの地点</p> <p>補助点36は、基点36から56度00分154メートルの地点</p> <p>補助点35は、基点35から52度00分57メートルの地点</p> <p>補助点33は、基点33から96度00分68メートルの地点</p> <p>補助点30は、基点30から30度00分43メートルの地点</p> <p>補助点29は、基点29から65度00分85メートルの地点</p> <p>補助点24は、基点24から4度00分62メートルの地点</p> <p>補助点17は、基点17から41度00分50メートルの地点</p> <p>補助点8は、基点8から3度00分75メートルの地点</p> <p>補助点7は、基点7から72度00分44メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から67度00分37メートルの地点</p>
35 ~ 40 省略						35 ~ 40 省略						
41	伊予 灘沿 岸亀 岡漁 港海 岸	今治 市	今治 市長	2.90 4メ ートル	<p>基点1から基点47までを 順次結んだ線並びに基点 47、補助点47、補助点46、 補助点45、補助点43、補助 点19、補助点9、補助点 3、補助点1及び基点1を 順次結んだ線により囲まれ た区域</p> <p>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</p>	41	伊予 灘沿 岸亀 岡漁 港海 岸	菊間 町	菊間 町長	<p>基点1から基点18までを 順次結んだ線並びに基点 18、補助点18、補助点16、 補助点15、補助点13、補助 点1及び基点1を順次結ん だ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、菊間町佐方199 番地の東隅護岸に設置した</p>		

基点1は、今治市菊間町  
佐方175番地先の標柱  
基点2は、基点1から168  
度30分9メートルの地点  
基点3は、基点2から260  
度00分356メートルの地点  
基点4は、基点3から245  
度00分46メートルの地点  
基点5は、基点4から236  
度30分155メートルの地点  
基点6は、基点5から146  
度30分20メートルの地点  
基点7は、基点6から235  
度00分14メートルの地点  
基点8は、基点7から332  
度30分21メートルの地点  
基点9は、基点8から235  
度00分110メートルの地点  
基点10は、基点9から165  
度30分25メートルの地点  
基点11は、基点10から263  
度00分16メートルの地点  
基点12は、基点11から178  
度30分61メートルの地点  
基点13は、基点12から247  
度30分18メートルの地点  
基点14は、基点13から347  
度30分52メートルの地点  
基点15は、基点14から167  
度30分51メートルの地点  
基点16は、基点15から163  
度30分16メートルの地点  
基点17は、基点16から342  
度00分26メートルの地点  
基点18は、基点17から62  
度00分11メートルの地点  
基点19は、基点18から335  
度30分58メートルの地点  
基点20は、基点19から244  
度00分60メートルの地点  
基点21は、基点20から235  
度00分24メートルの地点  
基点22は、基点21から244  
度30分60メートルの地点  
基点23は、基点22から253  
度00分36メートルの地点  
基点24は、基点23から2  
度30分17メートルの地点  
基点25は、基点24から276  
度30分33メートルの地点  
基点26は、基点25から288  
度00分52メートルの地点  
基点27は、基点26から182

標柱  
基点2は、基点1から227  
度30分22メートルの地点  
基点3は、基点2から260  
度30分100メートルの地点  
基点4は、基点3から236  
度30分346メートルの地点  
基点5は、基点4から179  
度00分82メートルの地点  
基点6は、基点5から246  
度00分20メートルの地点  
基点7は、基点6から339  
度30分182メートルの地点  
基点8は、基点7から245  
度00分183メートルの地点  
基点9は、基点8から261  
度30分80メートルの地点  
基点10は、基点9から199  
度00分173メートルの地点  
基点11は、基点10から306  
度30分20メートルの地点  
基点12は、基点11から355  
度30分182メートルの地点  
基点13は、基点12から245  
度00分215メートルの地点  
基点14は、基点13から270  
度00分73メートルの地点  
基点15は、基点14から2  
度00分277メートルの地点  
基点16は、基点15から286  
度00分345メートルの地点  
基点17は、基点16から234  
度30分144メートルの地点  
基点18は、基点17から324  
度00分5メートルの地点  
補助点18は、基点18から  
324度00分60メートルの地点  
補助点16は、基点16から  
350度30分71メートルの地点  
補助点15は、基点15から  
54度00分80メートルの地点  
補助点13は、基点13から  
359度00分170メートルの地  
点  
補助点1は、基点1から  
0度00分160メートルの地点

度00分63メートルの地点  
 基点28は、基点27から80  
 度30分5メートルの地点  
 基点29は、基点28から166  
 度00分16メートルの地点  
 基点30は、基点29から256  
 度30分12メートルの地点  
 基点31は、基点30から202  
 度30分146メートルの地点  
 基点32は、基点31から298  
 度30分20メートルの地点  
 基点33は、基点32から7  
 度30分65メートルの地点  
 基点34は、基点33から343  
 度30分40メートルの地点  
 基点35は、基点34から11  
 度00分65メートルの地点  
 基点36は、基点35から50  
 度00分50メートルの地点  
 基点37は、基点36から230  
 度00分21メートルの地点  
 基点38は、基点37から239  
 度30分127メートルの地点  
 基点39は、基点38から161  
 度00分16メートルの地点  
 基点40は、基点39から246  
 度30分4メートルの地点  
 基点41は、基点40から341  
 度00分16メートルの地点  
 基点42は、基点41から245  
 度30分86メートルの地点  
 基点43は、基点42から249  
 度00分56メートルの地点  
 基点44は、基点43から268  
 度00分73メートルの地点  
 基点45は、基点44から1  
 度30分273メートルの地点  
 基点46は、基点45から181  
 度30分345メートルの地点  
 基点47は、基点46から234  
 度30分145メートルの地点  
 補助点47は、基点47から  
 324度30分54メートルの地点  
 補助点46は、基点46から  
 352度30分60メートルの地点  
 補助点45は、基点45から  
 54度00分69メートルの地点  
 補助点43は、基点43から  
 355度00分163メートルの地  
 点  
 補助点19は、基点19から  
 0度00分155メートルの地点  
 補助点9は、基点9から

				353度00分80メートルの地点 補助点3は、基点3から					
				10度30分114メートルの地点 補助点1は、基点1から					
				348度30分50メートルの地点					
42～183 省略					42～183 省略				

○愛媛県告示第316号

愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第13条、第21条及び様式第5号の規定は、同日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(債権譲渡)</p> <p><b>第13条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p><b>第21条</b> 請負者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない工 事目的物を引き渡した場合において、契約当事者が請負者に対し て履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及 び契約の解除をすることができる期間（以下「契約不適合責任期 間」という。）は、当該工事目的物の引渡しの日から2年 以内とする。</p> <p>2 地方局長は、契約不適合責任期間内に当該工事目的物が請負者 の責めに帰すべき理由により契約の内容に適合しないことを知つ たときは、遅滞なく、意見を付してその旨 _____ を部長に報 告しなければならない。</p> <p><b>様式第4号</b>（第13条関係）</p> <p>省略</p>	<p>(債権譲渡)</p> <p><b>第13条</b> 債権譲渡承認の対象は、請負代金額50万円以上の工事と し、譲渡債権の額は請負代金額から前払額及び既成部分の支払済 額を除いたものの5割以内であつて最高500万円をこえてはなら ない。</p> <p>2 _____ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 第1項の場合において中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）による組合が譲受者であるときは、同項の規定にかかわ らず請負代金額50万円未満の工事についても債権譲渡を承認する ことができるものとする。</p> <p>7 前各項の規定にかかわらず、請負者が愛媛県建設業振興資金貸 付金の貸付けを受けるために愛媛県建設業協同組合連合会に対し て行う債権譲渡及び公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活 用した融資制度又は地域建設業経営強化融資制度に係る融資を受 けるために愛媛県建設業協同組合連合会又は株式会社建設総合サ ービスに対して行う債権譲渡に係る承認の対象範囲及び事務手続 は、別に定める。</p> <p>(かし担保)</p> <p><b>第21条</b> かし担保の期間は原則として次によるものとする。</p> <p>(1) 工事目的物が畑地かんがい末端施設である場合 3年間</p> <p>(2) 工事目的物が石造、土造、煉瓦造及びコンクリート造並びに これらに類する場合 2年間</p> <p>(3) 工事目的物が前2号以外のものである場合 1年間</p> <p>2 地方局長は、かし担保期間 _____ 内に当該工事目的物が請負者 の責めに帰すべき理由により滅失し、又は毀損したときは _____ 、意見を付して遅滞なくその状況を部長に報 告しなければならない。</p> <p><b>様式第4号</b>（第13条関係）</p> <p>省略</p>

様式第5号（第13条関係）

省略
承諾の条件
1 省略
2 省略
3 省略

注 7 債権譲渡を必要とする理由には、借入金の用途等について詳細な理由を記入すること。

様式第5号（第13条関係）

省略
承諾の条件
1 省略
2 当該契約書の条項に基づき工事請負代金と違約金、賠償金等とを相殺した後、請負者に対し債務のある場合においてのみ、譲受者の請求権を認めるものとする。変更契約の締結、契約解除等により工事請負代金等の債務に変更を生じた場合も、同様とする。
3 省略
4 省略

○愛媛県告示第317号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国地方整備局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（三次元データ計測）
- 2 作業期間 令和2年1月16日から  
2月28日まで
- 3 作業地域 愛媛県の一部

○愛媛県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 令和2年1月6日から  
令和2年3月13日まで
- 3 作業地域 新居浜市本郷一丁目、中村一丁目

○愛媛県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 令和元年7月20日から  
令和2年3月10日まで
- 3 作業地域 宇和島市一円

○愛媛県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和島都市計画駐車場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中村時広



○愛媛県告示第324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成24年4月愛媛県告示第474号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
4 確認検査の業務を行う事務所の所在地 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">事務所所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所所在地	省略		4 確認検査の業務を行う事務所の所在地 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">事務所所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南予支店</td> <td>愛媛県大洲市東大洲459番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	事務所所在地	省略		南予支店	愛媛県大洲市東大洲459番地3
名 称	事務所所在地										
省略											
名 称	事務所所在地										
省略											
南予支店	愛媛県大洲市東大洲459番地3										

○愛媛県告示第325号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第3項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり事務所の所在地の変更の届出があった。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称  
株式会社愛媛建築住宅センター
- 2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
  - (1) 変更前

名 称	事務所所在地
省略	

南予支店	愛媛県大洲市東大洲459番地3
------	-----------------

- (2) 変更後

名 称	事務所所在地
省略	

- 3 変更年月日  
令和2年4月1日

○愛媛県告示第326号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(19) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(1)～(19) 省略		名 称	位 置	省略		一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(19) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 株式会社商工組合中央金庫</td> <td>東京都中央区八重洲二丁目10番17号</td> </tr> </tbody> </table> (二) 店舗の名称、位置等 1 収納代理総括店 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商工組合中央金庫松山支店</td> <td>松山市千舟町三丁目3番地8</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(1)～(19) 省略		(20) 株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目10番17号	名 称	位 置	省略		商工組合中央金庫松山支店	松山市千舟町三丁目3番地8
名 称	位 置																				
(1)～(19) 省略																					
名 称	位 置																				
省略																					
名 称	位 置																				
(1)～(19) 省略																					
(20) 株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目10番17号																				
名 称	位 置																				
省略																					
商工組合中央金庫松山支店	松山市千舟町三丁目3番地8																				

2 収納代理取扱店

愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店並びに四国労働金庫の県内の支店

愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所

みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所並びに中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行及び観音寺信用金庫

の県内の支店

日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により公金を収納する場合にあつては、四国労働金庫、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行及び観音寺信用金庫の本店及び県外の支店

2 収納代理取扱店

愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫及び川之江信用金庫の本店及び支店並びに四国労働金庫の県内の支店

愛媛県信用漁業協同組合連合会の本所及び支所

みずほ銀行及び三井住友銀行の本店、支店及び出張所並びに中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行、観音寺信用金庫及び商工組合中央金庫

の県内の支店

日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用した方法により公金を収納する場合にあつては、四国労働金庫、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、三井住友信託銀行、観音寺信用金庫及び商工組合中央金庫の本店及び県外の支店

○愛媛県告示第327号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和2年3月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850200373	株式会社ドルトン	愛媛県今治市別名194番地1	近 藤 紋 生	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ぶらすこ	愛媛県今治市別名194番地1	令和2年 1月6日
3850200381	特定非営利活動法人続ける力	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	山 崎 昭 人	児童発達支援	おくらっこくらぶ	愛媛県今治市近見町2丁目1番61号	令和2年 2月12日
3850200381	特定非営利活動法人続ける力	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	山 崎 昭 人	放課後等デイサービス	おくらっこくらぶ	愛媛県今治市近見町2丁目1番61号	令和2年 2月12日
3850500335	えーる合同会社	愛媛県新居浜市庄内町四丁目6番5号	田 村 梨 沙	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス えーるいーすと	愛媛県新居浜市庄内町四丁目5番33号	令和2年 3月1日

○愛媛県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年3月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810600530	社会福祉法人聖風会	愛媛県西条市水見字上寺内195番地	眞 鍋 敏 朗	短期入所	障害児支援施設 東予学園	愛媛県西条市楠乙438番地21	令和2年 2月1日
3810200968	一般社団法人たんぼりこ	愛媛県今治市唐子台東一丁目2番地40	谷 口 和 俊	生活介護	生活介護事業所 たんぼりこ	愛媛県今治市唐子台東一丁目2番地40	令和2年 3月1日

○愛媛県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

令和2年3月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者			指定地域相談支援の種類	指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 所		指 年 定 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3831300565	株式会社TRUST	愛媛県四国中央市土居町野田甲1273番地2	野村 誠	地域移行支援	相談支援事業所らぼる	愛媛県四国中央市土居町野田甲1273番地2	令和2年1月1日
3831300565	株式会社TRUST	愛媛県四国中央市土居町野田甲1273番地2	野村 誠	地域定着支援	相談支援事業所らぼる	愛媛県四国中央市土居町野田甲1273番地2	令和2年1月1日

○愛媛県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821300229	社会福祉法人光と風	愛媛県四国中央市中之庄町542	木下 明	共同生活援助	グループホーム さつき	愛媛県四国中央市土居町入野852-2	令和元年12月31日
3820200263	社会福祉法人今治福祉施設協会	愛媛県今治市南宝来町1丁目9番8号	胡井 裕志	共同生活援助	しおかぜ	愛媛県今治市松木405番地4	令和2年1月31日
3810200562	特定非営利活動法人続ける力	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	山崎 昭人	就労継続支援A型	エコステーション 未来	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	令和2年3月10日

○愛媛県告示第331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
常盤タクシー株式会社	みよしケアサービス	愛媛県西条市楠甲680-1	令和2年2月3日	訪問介護
株式会社新居浜愛媛画材	爽快 SOUKAI	愛媛県新居浜市若水町一丁目1番14号	令和2年2月29日	福祉用具貸与
株式会社新居浜愛媛画材	爽快 SOUKAI	愛媛県新居浜市若水町一丁目1番14号	令和2年2月29日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月31日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社新居浜愛媛画材	爽快 SOUKAI	愛媛県新居浜市若水町一丁目1番14号	令和2年2月29日	介護予防福祉用具貸与
株式会社新居浜愛媛画材	爽快 SOUKAI	愛媛県新居浜市若水町一丁目1番14号	令和2年2月29日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年3月31日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	特定施設入居者生活介護事業所 奥伊予荘	愛媛県西予市城川町古市1773番地1	平成31年4月1日	特定施設入居者生活介護
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ専門デイサービス歩	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目486番地	平成31年4月1日	通所介護
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ訪問看護ステーション歩	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目486番地	令和元年7月1日	訪問看護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターうわじま中央	愛媛県宇和島市恵美須町二丁目7番3号	令和元年9月24日	訪問介護
公益財団法人正光会	訪問看護ステーションアロハ	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	令和元年10月1日	訪問看護
株式会社よしまる	デイサービス 未来	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲14番地5	令和2年1月1日	通所介護

○愛媛県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和2年3月31日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人西予市野城総合福祉協会	特定施設入居者生活介護事業所 奥伊予荘	愛媛県西予市城川町古市1773番地1	平成31年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
社会福祉法人西予総合福祉会	リハビリ訪問看護ステーション歩	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目486番地	令和元年7月1日	介護予防訪問看護
公益財団法人正光会	訪問看護ステーションアロハ	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	令和元年10月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項本文の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和2年3月31日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

介護医療院の開設者の 名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会医療法人 北斗会	介護医療院 ほくと	愛媛県大洲市東大洲5	平成31年4月1日	介護医療院

○愛媛県告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月31日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ライフ・シェアリング	ライフ・シェアリング訪問看護ステーション	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良4134番地1	令和元年5月31日	訪問看護
有限会社介護サービス菜の花	デイサービスあんず	愛媛県宇和島市保田字大幡口甲1916番地1	令和元年12月31日	通所介護

株式会社新風会	デイサービスセンター 龍星	愛媛県大洲市柚木字王子ヶ平587番地1	令和元年12月31日	通所介護
株式会社げんきステーション	訪問看護げんきステーション	愛媛県宇和島市三間町則1296番地	令和2年1月20日	訪問看護
社会福祉法人 西予総合福祉会	游の里デイサービスセンター	愛媛県西予市宇和町明間6125番地	令和2年2月29日	通所介護
有限会社 ケア・サポート太陽	ケア・サポート太陽指定訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城4578番地	令和2年2月29日	訪問介護

○愛媛県告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年3月31日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ライフ・シェアリング	ライフ・シェアリング訪問看護ステーション	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良4134番地1	令和元年5月31日	介護予防訪問看護
株式会社げんきステーション	訪問看護げんきステーション	愛媛県宇和島市三間町則1296番地	令和2年1月20日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	宇和島市吉田町法花津字ウバサコ8番耕地75番1地先	旧	メートル 10.9~14.3	キロメートル 0.014	
		宇和島市吉田町法花津字ウバサコ8番耕地75番3から同字8番耕地75番4まで	新	11.1~14.4	0.014	

○愛媛県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	宇和島市吉田町法花津字ウバサコ8番耕地75番3から同字8番耕地75番4まで	令和2年3月31日

○愛媛県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広



年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号。中学部に係る部分に限る。）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年2月文部科学省告示第15号）によらなければならない。

2 省略

年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号\_\_\_\_\_）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年2月文部科学省告示第15号）によらなければならない。

2 省略

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則3 28

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則3 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長の専決）</p> <p><b>第10条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 事務局会計年度任用職員の任免に関する事。</p> <p>(3) 地方公務員法第58条第5項の規定に基づき人事委員会が行う職権の行使のうち重要な事項以外の事項に係るもの_____に関する事（次条第12条及び第12条第3号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 軽易な事項の通知、報告、照会、回答等に関する事（次条第13号及び第12条第4号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>（次長の専決）</p> <p><b>第11条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 地方公務員法第58条第5項の規定に基づき人事委員会が行う職権の行使のうち軽易な事項に係るものに関する事（次条第3号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>(13) 軽易な事項で事務局長が特に指定するものの通知、報告、照会、回答等に関する事（次条第4号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>（課長の専決）</p> <p><b>第12条</b> 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法第58条第5項の規定に基づき人事委員会が行う職権の行使のうち軽易かつ定例的な事項に係るものに関する事_____と。</p> <p>(4) 省略</p>	<p>（事務局長の専決）</p> <p><b>第10条</b> 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 事務局臨時職員_____の任免に関する事。</p> <p>(3) 地方公務員法第58条第5項の規定に基づき人事委員会が行う職権の行使（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づく職権の行使に限る。）に関する事_____。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 軽易な事項の通知、報告、照会、回答等に関する事（次条第12号及び第12条第3号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>（次長の専決）</p> <p><b>第11条</b> 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 軽易な事項で事務局長が特に指定するものの通知、報告、照会、回答等に関する事（次条第3号に掲げる事項を除く。）。</p> <p>（課長の専決）</p> <p><b>第12条</b> 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則6 207

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（第4条関係）</b> 行政職群級別職務区分表			<b>別表第1（第4条関係）</b> 行政職群級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
9 級		局付（9 級） 中央病院事務局長	9 級		中央病院事務局長
備考 省略			備考 省略		
<b>別表第4（第4条関係）</b> 医療職群(→)級別職務区分表			<b>別表第4（第4条関係）</b> 医療職群(→)級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
4 級	省略		4 級	省略	
	管理者の事務部局	局付（4 級） 副院長（中央病院副院長を除く。） 省略		管理者の事務部局	副院長（中央病院副院長を除く。） 省略
5 級	省略		5 級	省略	
	管理者の事務部局	病院管理監 局付（5 級） 省略		管理者の事務部局	病院管理監 省略
備考 省略			備考 省略		
<b>別表第5（第4条関係）</b> 医療職群(□)級別職務区分表			<b>別表第5（第4条関係）</b> 医療職群(□)級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
7 級		局付 薬剤部長	7 級		薬剤部長
備考 省略			備考 省略		
<b>別表第6（第4条関係）</b> 医療職群(△)級別職務区分表			<b>別表第6（第4条関係）</b> 医療職群(△)級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
7 級		局付 副院長	7 級		副院長



省略	省略
備考 省略	備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1226

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>（産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所名</th> <th style="text-align: center;">業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生環境研究所 保健所 動物愛護センター 家畜保健衛生所 家畜病性鑑定所</td> <td>コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、鼻疽、結核、ハンセン病、エイズ及び新型コロナウイルス感染症の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務</td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所名	業務の内容	衛生環境研究所 保健所 動物愛護センター 家畜保健衛生所 家畜病性鑑定所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、鼻疽、結核、ハンセン病、エイズ及び新型コロナウイルス感染症の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務	<p>（産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 条例第9条に定める「病理細菌を取り扱う業務」とは、次に掲げる勤務箇所の試験室等において、危険である細菌検査の研究又は製造等に従事する場合をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務箇所名</th> <th style="text-align: center;">業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛生環境研究所 保健所 動物愛護センター 家畜保健衛生所 家畜病性鑑定所</td> <td>コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、鼻疽、結核、ハンセン病及びエイズ <u>の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務</u></td> </tr> </tbody> </table>	勤務箇所名	業務の内容	衛生環境研究所 保健所 動物愛護センター 家畜保健衛生所 家畜病性鑑定所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、鼻疽、結核、ハンセン病及びエイズ <u>の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務</u>
勤務箇所名	業務の内容								
衛生環境研究所 保健所 動物愛護センター 家畜保健衛生所 家畜病性鑑定所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、鼻疽、結核、ハンセン病、エイズ及び新型コロナウイルス感染症の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務								
勤務箇所名	業務の内容								
衛生環境研究所 保健所 動物愛護センター 家畜保健衛生所 家畜病性鑑定所	コレラ、赤痢（疫痢を含む。）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、発疹チフス、猩紅熱、ジフテリア、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、腸管出血性大腸菌感染症、狂犬病、ブルセラ病、炭疽、鼻疽、結核、ハンセン病及びエイズ <u>の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造等に従事する業務</u>								

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 1227

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p><b>別表第18（第4条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">高等学校等教育職員給料表級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴</p>	省略	<p><b>別表第18（第4条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">高等学校等教育職員給料表級別資格基準表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴</p>	省略
省略			
省略			

免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一から三までの区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の五の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

省略

注 省略

2 省略

別表第20（第5条、第11条関係）

学歴免許等資格区分表

Table with 3 columns: 学歴免許等の区分 (基準学歴区分, 学歴区分), 学歴免許等の資格. Rows include 1 省略, 2 短大卒 (一 短大3卒, 二 短大2卒, 三 省略), 3・4 省略.

備考 省略

別表第30（第10条関係）

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

省略

備考

この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の五に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数）

(2) 省略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の一又は二の区分に属する者にあつてはその年数に1年を、同表の1の四の区分に属する者にあつてはその年数に6月を加えた年数）とする。

省略

注 省略

2 省略

別表第20（第5条、第11条関係）

学歴免許等資格区分表

Table with 3 columns: 学歴免許等の区分 (基準学歴区分, 学歴区分), 学歴免許等の資格. Rows include 1 省略, 2 短大卒 (一 短大3卒, 二 短大2卒, 三 省略), 3・4 省略.

備考 省略

別表第30（第10条関係）

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

省略

備考

この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の四に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数）

(2) 省略

令和2年3月31日

愛媛県公営企業管理者 兵頭 昭洋

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(企業出納員の事務引継ぎ)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p><u>2 前項</u>の規定による引継ぎを行うときは、前任者は、企業出納員引継書（様式第1号）2通を調製し、その1通に現金、有価証券、物品、証拠書類、帳簿、計算書その他の関係書類及びその目録を添え、これを後任者に引き継ぎ、他の1通を管理者に提出しなければならない。この場合において、現金については各帳簿に对照した明細書を添え、帳簿については引継ぎの日において最終記帳の次に年月日及び合計高を記入し、連署押印しなければならない。</p> <p><u>3 省略</u></p> <p>(前金払)</p> <p><b>第54条</b> 前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1号から第7号までに規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条に掲げる権利で県において同法による登記の嘱託に必要な情報を取得したものに限る。）の代価</u></p> <p>(4) <u>土地又は家屋の買収、収用等により生ずる損失の補償金（家屋又は物件の移転料を除く。）</u></p> <p>2 省略</p> <p>(給与等の支払の方法)</p> <p><b>第68条</b> 報酬及び給与 並びに児童手当（以下「給与等」という。）の支払の方法及び手続は、この節に定めるもののほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の例によるものとする。ただし、報酬の支出負担行為及び支出決議については、この限りでない。</p> <p>(賠償責任)</p> <p><b>第184条</b> 法第34条の規定により準用する地方自治法第243条の2の<u>2第1項後段</u>の規定により管理規程で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>別表（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">電 気 事 業 勘 定 科 目</p> <p style="text-align: center;">(1)～(8) 省略</p> <p style="text-align: center;">費 用</p> <p style="text-align: center;">(9) 事業費用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	備 考	営業費用				省略	<p>(企業出納員の事務引継ぎ)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p><u>2 前項</u>の規定による引継ぎには、本局にあつては管理者の命ずる職員が立ち会うものとし、事業所にあつては事業所の長が立会人となるほか、管理者の命ずる職員が立ち会うものとする。</p> <p><u>3 第1項</u>の規定による引継ぎを行なうときは、前任者は、企業出納員引継書（様式第1号）2通を調製し、その1通に現金、有価証券、物品、証拠書類、帳簿、計算書その他の関係書類及びその目録を添え、これを後任者に引き継ぎ、他の1通を管理者に提出しなければならない。この場合において、現金については各帳簿に对照した明細書を添え、帳簿については引継ぎの日において最終記帳の次に年月日及び合計高を記入し、連署押印しなければならない。</p> <p><u>4 省略</u></p> <p>(前金払)</p> <p><b>第54条</b> 前金払をすることができる経費は、令第21条の7第1号から第7号までに規定するもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(給与等の支払の方法)</p> <p><b>第68条</b> 報酬、給与及び賃金（日日雇用する者の賃金を除く。以下同じ。）並びに児童手当（以下「給与等」という。）の支払の方法及び手続は、この節に定めるもののほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の例によるものとする。ただし、報酬及び賃金の支出負担行為及び支出決議については、この限りでない。</p> <p>(賠償責任)</p> <p><b>第184条</b> 法第34条の規定により準用する地方自治法第243条の2第<u>1項後段</u>の規定により管理規程で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>別表（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">電 気 事 業 勘 定 科 目</p> <p style="text-align: center;">(1)～(8) 省略</p> <p style="text-align: center;">費 用</p> <p style="text-align: center;">(9) 事業費用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	備 考	営業費用				省略
款	項	目	節	備 考																	
営業費用				省略																	
款	項	目	節	備 考																	
営業費用				省略																	

( ) 発電所 ( ) 管理事務所 ( )	給料 手当 省略 退職 給付 費 報酬 法定 福利 費 省略 省略 ( ) 送電 費 省略 一般管理費 給料 手当 省略 賞与 引当 金繰 入額 退職 給付 費 報酬 法定 福利 費 省略 省略	省略	( ) 発電所 ( ) 管理事務所 ( )	給料 手当 省略 退職 給付 費 法定 福利 費 省略 雑給 賃金 省略 ( ) 送電 費 省略 雑給 一般管理費 給料 手当 省略 賞与 引当 金繰 入額 退職 給付 費 法定 福利 費 省略 雑給 賃金 省略	定数内職員の本俸額 定数内職員に対する諸手当 省略 定数内職員に対する労働関係法規等に基づいて事業主が負担するもの 定数内職員以外の者で常時雇用される者に対する給与及び法定福利費 定数内職員以外の者で臨時雇用される者に対する給与及び法定福利費 「水力発電費」の同目に準ずる。 同上 同上 省略 同上 同上 同上
-----------------------------	--	----	-----------------------------	--	---

省略	省略	賃借料 損害 保険 料		
----	----	----------------------	--	--

工業用水道事業勘定科目

資 産

- (1) 省略
- (2) 土地造成

款	項	目	節	備 考
省略	土地造成 勘定	省略		
	附带事業	省略		
		附带雑費	省略	
			省略	
			省略	
		省略		

- (3) ~ (9) 省略

費 用

- (10) 事業費用

款	項	目	節	備 考
営業費用	( )地区	省略		
		報酬	省略	
	本局	省略		
		報酬	省略	
		省略		
	附带事業	省略		
		省略		
省略		省略		

病院事業勘定科目

- (1) ~ (8) 省略

費 用

- (9) 事業費用

款	項	目	節	備 考
医業費用				

省略	省略	賃借料 損害 保険 料		「水力発電費」の同目に準 ずる。 同上
----	----	----------------------	--	---------------------------

工業用水道事業勘定科目

資 産

- (1) 省略
- (2) 土地造成

款	項	目	節	備 考
省略	土地造成 勘定	省略		
	附带事業	省略		
		附带雑費	省略	
			賃金	
			省略	
		省略		

- (3) ~ (9) 省略

費 用

- (10) 事業費用

款	項	目	節	備 考
営業費用	( )地区	省略		
		賃金	省略	
	本局	省略		
		賃金	省略	
		省略		
	附带事業	省略		
		賃金	省略	
省略		省略		

病院事業勘定科目

- (1) ~ (8) 省略

費 用

- (9) 事業費用

款	項	目	節	備 考
医業費用				

省略	( )病院	給与費	省略	省略	省略	省略	省略	省略
	省略							
	省略							

様式第1号(その1)

省略

愛媛県公営企業会計規程第6条の規定により別紙引継目録のとおり、関係書類現物を点検の上、相違なく引継ぎしました。

省略

後任者( )氏 名<sup>㊞</sup>

注 省略

様式第1号(その1)

省略

愛媛県公営企業会計規程第6条の規定により別紙引継目録のとおり、関係書類現物を点検のうえ相違なく引き継ぎしました。

省略

後任者( )氏 名<sup>㊞</sup>

立会人( )氏 名<sup>㊞</sup>

立会人( )氏 名<sup>㊞</sup>

注 省略

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和2年3月31日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後									改 正 前																																																												
別表第1(第3条関係)									別表第1(第3条関係)																																																												
給料表級別職務区分表									給料表級別職務区分表																																																												
<table border="1"> <tr> <th>職務の級 給料表区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> <tr> <td>行政職給料表(1~9)</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>局付(9級) 中央病院事務局長</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1~4)</td> <td>省略</td> <td></td> <td>局付(4級) 副院長(中央病)</td> <td>病院管理監局付(5級) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	行政職給料表(1~9)	省略								局付(9級) 中央病院事務局長	医療職給料表(1~4)	省略		局付(4級) 副院長(中央病)	病院管理監局付(5級) 省略						<table border="1"> <tr> <th>職務の級 給料表区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> </tr> <tr> <td>行政職給料表(1~9)</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中央病院事務局長</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1~4)</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td>病院管理監</td> <td></td> <td></td> <td>副院長(中央病)</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> </table>									職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	行政職給料表(1~9)	省略								中央病院事務局長	医療職給料表(1~4)	省略			病院管理監			副院長(中央病)		省略
職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																												
行政職給料表(1~9)	省略								局付(9級) 中央病院事務局長																																																												
医療職給料表(1~4)	省略		局付(4級) 副院長(中央病)	病院管理監局付(5級) 省略																																																																	
職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級																																																												
行政職給料表(1~9)	省略								中央病院事務局長																																																												
医療職給料表(1~4)	省略			病院管理監			副院長(中央病)		省略																																																												

